

鳥羽上地区農集排維持管理業務仕様書

(接触ばっ気活性汚泥併用式)

(適用範囲)

第1条 農業集落排水処理施設維持管理業務（以下「本業務」という。）は浄化槽法、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、JARUS型農業集落排水処理施設維持管理マニュアル-IV、この仕様書に基づいて行わなければならない。

(業務委託)

第2条 施設を有効に維持するために処理施設の保守点検を行い、機器と水質について技術的な管理を行わなければならない。

(一般事項)

第3条 (1) 本業務の実施にあたっては、委託者側と緊密な連絡を取りながら行わなければならない。

(2) 本業務に従事する技術者は、十分な経験を有した者で浄化槽法、環境省令及び厚生労働省令で定める資格を有した者を従事させなければならない。

また、関係法令（薬事法、電気事業法等）を遵守しなければならない。

(保守点検基本条件)

第4条 (1) 維持管理のための定期巡回は1週間に1回以上とする。それ以外に活性汚泥管理のために2週間に1回以上すること。

(2) 受託者は別途様式により管理日報を作成し、委託者に報告するとともに、自らも3年間保存しなければならない。

(3) 受託者は、故障又は異常を認めたときは、適切な応急措置を行うとともに、委託者に報告し指示を受けなければならない。

(点検保守項目)

第5条 受託者は、処理施設の正常な機能を維持し良好な水質を得るため、次のような維持管理を行うものとする。

前処理室の保守点検

(1) 前処理室

- 1) 異常な臭気の感知
- 2) 異常な発生音の感知
- 3) 異常な水位の痕跡の確認
- 4) 異常な結露・換気装置
- 5) 照明設備
- 6) 非常用発電機

- (2) 自動荒目スクリーン
 - 1) 自動荒目スクリーンの運転状況
 - 2) 流路の滞留物の除去、スクリーンの目詰
 - 3) 案内板、シーリングカバーのセット状況
 - 4) 異常な水位の痕跡の確認

- (3) ばっ気沈砂槽及び排砂槽
 - 1) ばっ気攪拌状況と臭気（ばっ気量の調整）
 - 2) スカムの浮上、発砲、毛髪 of 巻付
 - 3) 流路の滞留物の除去
 - 4) 沈砂槽内の土砂及び汚物の除去
 - 5) 沈砂排水ポンプの揚水状況

- (4) 破砕機及び細目スクリーン
 - 1) し渣の除去
 - 2) 流路の滞留物の除去、スクリーンの目詰
 - 3) ピット内の排水状況
 - 4) 破砕機の運転状況

- (5) 原水ポンプ槽
 - 1) レベルスイッチの確認
 - 2) スカム、底部汚泥堆積状況及び引抜き移送
 - 3) 原水ポンプの揚水不良
 - 4) 脱離液
 - 5) 異常な水位の痕跡の確認

流量調整施設の保守点検

- (1) 自動微細目スクリーン及びスクリーン槽
 - 1) し渣及び堆積物の除去
 - 2) 自動微細目スクリーンの運転状況
 - 3) 流路の滞留物の除去、スクリーンの目詰
 - 4) 異常な水位の痕跡の確認
 - 5) 排気吸込口

- (2) 汚水計量槽
 - 1) 移送水量の調整
 - 2) 越流堰の障害物及び三角せき、四角せきの堰越流の障害
 - 3) スカム及び槽底部の汚泥堆積状況
 - 4) 移送汚水の観察
 - 5) 排気吸い込み口の閉塞状況

生物処理施設の保守点検

(1) 嫌気性ろ床槽

- 1) 汚泥引き抜きポンプの作動状況の確認
- 2) 異常な水位の痕跡の確認
- 3) 各室流出部移流水の観察
- 4) 各移流管の上昇水流及び短絡流の有無
- 5) 各移流管内の水位及び周辺の観察
- 6) スカム厚の測定及び引抜き移送
- 7) 底部汚泥の堆積厚の測定及び引抜き移送
- 8) 接触材上部の汚泥堆積厚の測定及び引抜き移送
- 9) 接触材内部の汚泥点検及び高压洗浄

(2) 接触ばっ気槽

- 1) 空気流量（ばっ気強度）の確認及び調整
- 2) 発泡の状況及び抑制
- 3) 旋回流及びばっ気状態
- 4) 槽内水の観察
- 5) 生物膜の観察及び逆洗の実施
- 6) 返送水計量槽（汚水計量槽に同じ）
- 7) ブローア一本体
- 8) 空気流量計本体
- 9) 逆洗の実施及び剥離汚泥の除去

沈殿施設の保守点検

(1) 沈殿槽

- 1) スカム、底部汚泥厚の測定及び汚泥等の引き抜き
- 2) 越流堰の越流状況
- 3) 汚泥引き抜きポンプの設定及び調整
- 4) 汚泥引き抜きポンプ本体

消毒施設の保守点検

(1) 消毒槽

- 1) 消毒剤の確認及び補充
- 2) 消毒槽内のスカム、底部堆積汚泥厚の測定及び清掃

汚泥処理施設の保守点検

(1) 汚泥濃縮貯留槽

- 1) 脱離液
- 2) スカム、汚泥堆積厚の測定

- 3) スカムの硬さ
- 4) 汚泥の系外搬出の時期の判断及び連絡
- 5) 散気装置

換気装置の保守点検

- (1) ダクトを用いた換気設備の場合
 - 1) ダクトの振動、損傷及び支持状況
 - 2) 臭気の有無
 - 3) 給・排気口の防虫網等の付着物除去
 - 4) ドレイン内の水の排出
 - 5) スクリーンカバー等

- (2) 換気扇の場合
 - 1) 換気扇の異常音、振動、据え付け等
 - 2) 給・排気口及び屋内外の異常音の確認
 - 3) 給・排気口のガラリ及び防虫網等の付着物除去
 - 4) 室温の調整

配管設備の保守点検

- (1) 配管設備
- (2) 不良発生原因及び補修方法

(修理消耗品の交換)

- 第6条 (1) 故障及び異常に伴う修理は速やかに対応するとともに、これに要した費用は両者協議のうえ決定するものとする。
- (2) 消耗品の交換は、原則として定期巡回時に行わなければならない。
[Vベルト(市負担)、オイル、グリス等(業者負担)]

(水質管理)

- 第7条 計画放流水質の基準を満足できるよう的確に機器の調整を行わなければならない。
- なお、計画放流水質の基準を満足できない場合は受託者の責において水質検査を行うこと。また、計画放流水質の基準を満足できない場合により、長浜市に損害が生じたときは、受託者に負担を求める場合がある。

(特記事項)

- 第8条 定期巡回時以外においても、委託者が必要と認める時には立ち会うものとする。
- また、処理施設運転状況等の書類作成が必要な場合には協力しなければならない。
- 機器の故障等により通常の業務以外の緊急出動が発生した場合、それに要した経費については、両者協議して定めるものとする。

(報告書)

第9条 翌月10日までに以下の事項について報告しなければならない。

- (1) 汚水流入量
 - (2) 作業点検実施日、作業時間及び作業内容
 - (3) 汚泥移送量及び上澄水引き抜き量
 - (4) 薬品使用量
 - (5) 自主検査分析結果表
 - (6) 巡回管理日報写し
 - (7) 水質結果一覧表
 - (8) 修繕報告書(故障等があった場合)
 - (9) その他必要な報告書
- 2 翌月の汚泥引き抜き量を当月23日までに報告しなければならない。
- 3 排水の水質が基準値を超えた場合は、1項の報告書と同時に理由及び改善方法を記した報告書を提出しなければならない。

(除草作業)

第10条 別紙に示した範囲について、年3回、除草を行わなければならない。

除草作業は、1回目を6月まで、**2回目を7月下旬から8月10日まで**、3回目を9月から10月までの期間に行うものとする。

- 2 除草作業を1回完了するごとに、以下の事項について報告しなければならない。
- (1) 除草面積
 - (2) 除草作業実施日
 - (3) 作業前、作業中及び作業完了後の写真

(内容変更)

第11条 本仕様書内容等に変更が生じた場合には、両者協議するものとする。

水質管理規制値

水 質 項 目	鳥羽上処理施設
P H	6.0～8.5
BOD	2 0
COD	2 0
S S	5 0
T - P	5
T - N	2 0
大腸菌数 (CFU/mL)	800

鳥羽上地区 除草範囲



施設内外 面積:202㎡